

説明義務違反が認められた10の判例

判例1	手術の限界や合併症の危険性に言及した書面を医師が患者に見せた事実を認定しながらも、その記載の形態や見せた状況などから、医師の説明義務違反を認定した事例。
判例2	術後の包帯の巻き方等の指導不十分・説明義務違反が認められた事例。
判例3	下顎骨手術の同意を得るに際して、患者が同手術に同意するか否かを自己決定するに十分な説明をしたとはいえず、医師に説明義務違反があったと認定した事例。
判例4	施術と自殺との因果関係は否定したが、説明義務違反により慰謝料請求を認めた事例。
判例5	シミ治療につき錯誤無効を理由に患者には診療代金の支払義務が無いと認定。更に医師の説明義務違反による医療法人の損害賠償責任を認めた事例。
判例6	美容整形手術後、腫れ、皮下出血が生じ、術後の行事に参加できなくなるおそれがあることを告知し、患者の意思を慎重に確認すべきであったのに、これを怠ったとして、説明義務違反が認められた事例。
判例7	4回目の豊胸手術を実施しても効果が期待できず、危険性も高いことについて、担当医師の説明義務違反及び損害との間の因果関係が認められた事例。
判例8	下眼瞼除皺術による醜状痕の発生は否定されたが、被告医師に説明義務違反が認められた事例。
判例9	自家脂肪注入による豊胸術について、担当医師らに手技上の過失は認められなかったが、説明義務違反が認められた事例。
判例10	被告医院の電話での事前説明に不適切な点がある場合、手術当日における説明が適切に行われたとしても、その時点でのキャンセル料が100%であるとのシステムを採用している状況下では、医師の説明義務違反と認められると判断された事例。